

開知新編

二

293.

H296k





338197

開知新編卷之二

東京

橋爪貫一編輯

佛蘭西國制之事

佛蘭西政府へ年々農商より取立る所の総計ハ、  
 二千億フランク我銀ハフランク程々其内四  
 千萬フランクを以て國帝一今年間の經費に充  
 つ、其他ハ聊々も増加すること能は然し  
 あり、普請或ハ外國より使節到着等々當つて  
 乃費用ハ皆これと臨時入用と多し、又太子幼弱

開知新編 卷之二



よしを同宮よりあるとたへ別入費を立せといへども、多くは十八歳以上に至るは別宮を經營し、これより移住せ、此時は方々の聚畧、國帝經費の十分の一、即ち四百萬フランクの位の經費とす。

總て政府の金銀出納は於てハ、デヒトト名役を總括し、國帝の意は出る事とす。よとも、此役の衆議あり、その能く假令ハ、今太子を別宮より移す等の事、そのおも、其經費の多寡に至るを、此役の決議に依て定ることあり。

佛蘭私國總体と、八十七城のハ、十部落を區別し、其人民の概畧四十萬億とす、又此人民を二万五千人充て分配し、これを一組とし、其長をデヒトとす。又之と選舉する法ハ、亞墨利加合衆國の如く、大勢領と選舉するが如く、一組總体の者の入札より、此役を命じ、故に總て二萬五千人の總代を、選り、此者の存意ハ、一組總体の存意と同じ筋あり、よしを諸事、此役筋より建言する事件は、於て若しこれを採用せざる、とたへ、國內の動搖は及ぶ、何事も此役筋の評決とす。



經て以て事を治定むることありと云ふ  
 デヒトハ、年齢三十歳以上の者と以てし、身柄ハ  
 百姓町人又ハ其日稼の者多りと云ふ、人望多きを  
 以て然しあつて、一度身上分散しあつて、又  
 ハ谷仕置等を受くるものハ、これを省くの規  
 則と云ふと云ふ  
 デヒトハ、毎年五个月宛五朋計、出府して、日毎  
 二十二字より第四字に至るまで、局に出萬事  
 集會して評決を遂ぐることを、  
 デヒト出府中ハ、府内の旅館に止宿と云ふ、此間

を政府より、日毎四十フランクの手當を受く  
 るといへども、各々歸郷の後ハ、聊々の手當とも  
 受くることなく、全く平人同様、家業と営むる  
 生活と云ふ、

近來政府の出納と算むる、收納よりハ入費次  
 第一嵩と、既に軍艦数千艘、充ち、国内の商民諸  
 國へ航海すること最も多し、故に海路の賊難、或  
 ハ各國の航して、非分の扱ひを受け、捨置き難  
 談判等も又多く、數度の航海と云ふ故に、改  
 造修復、その他海軍の入費、一今年平均して概



畧一億五千万フランク、又陸軍の入費も少らざるは、先年トルコの戦争、近くハ魯西亞セバステポールの軍陣等、臨時の入費莫大に相嵩み、常年の收納も、引足らば、今以て國の經費年々不足に、考のし用途差支へ多ると、此テヒット、引受、つらきも、融通差操とあり、此差操方ハ、ハウリーコンモシ、テヒットの集會、政府の家と、意、か、の、役、所、より、証、文、を、與、へ、農商の有徳あるものも、借入ることあり、尤も四分の利、を、これと、出、さ、こと、あり、と、い

ふ、

デヒットハ、年々正月より五月まで、総入敷出府し、其年々の事件と評議決定し、后銘之歸郷に、又若シデヒット歸郷の後、方つて臨時の入用出来せしと、概畧前々の格例とあり、之と取計ふと、緊要の事件、及べハ、総入敷と呼び出し、以て衆評と得ることあり、テヒットハ、五介年目毎に代ると規則と、故に其期限と及べハ、総休より入札と以て之と定むと、格別、入望と得るものハ、勤績を



るも亦ありと云ふ、  
 士官ハ総て上下の差別なく、一代限られた世禄  
 の法ハ更によふし、尤も格別の勤年數より士官の  
 進むるものよりハ、死後も其妻子扶助として、取  
 米多し高の半減と遣はるることありども、右体の  
 者ハ甚多稀ありことあり、假令ハ執政職ありと  
 も、其子孫ハ無禄の浪人とある、老らしあつて執  
 政と始免諸役くとも、死去の後其子に遺はるる  
 を政府の學校へ入せ、些くも自分の入費とか  
 び學問、其他の術業と熟達する様は取計ひ、五七

年の内は其學業を檢査し、人物相當の職役を命  
 じ、若し其者柔弱くも、用違兼るものハ、何役の跡  
 多りとも、最早士官より取立、其者の心次第農  
 商へ勝手し歸するよりあり、

當主死去の後扶助の手當等とふし置けり者  
 の妻子、養育方の法ハ、烟草の製所或ハ紙漉所の  
 兩役所へ入きて、夫々の手業といふふせき、衣  
 食の差支あつしとせんことあり、又烟草ハ政府  
 の外一切賣買と禁し、市店より賣買する分も前  
 條の婦人より打任せし賣捌くことあり、







例の地稅と收む、又府内を二十區と別ち、一區毎  
に其地の頭役を定え、此者二十人の執政と同じ  
く役宅に住居し、其他諸國へ書状を出し、役所  
に是等ハ皆政府の地所とて、夫の建家し、こ  
とあり、  
執政ハミニストルと唱へ、又ハ、マルシアルと唱  
へるも、シヨと、之を軍旅と長し、多る者より、執政  
よりあり、その者の唱へるマルシアルハ、陸軍大將  
の稱名あり、由あり、  
ソルシヨと唱へ、至る身分輕き番卒あり、これを

町人等より公役と用ひ、或ハ町人抱への番卒と  
て採用さるゝものより、夫の大砲、小銃、鉾、劍等の組  
てへ分配し、其給用ハ、一日一人に付、七スー、ス  
ハ、銀と定ると雖も、其内の二スー、ス銀ハ、我  
日と相渡し、残り五スー、ス銀ハ、政府へ預り  
置き、追て銘の身分、取續き、差支へなく出来  
る、及び多るとは、取續き、之を渡さること  
に法を立たり、尤も此者等の食料及び衣服ハ、皆  
政府より別と與ふることあり、此者等ハ多分家  
族等もなく、町方借家住居、或ハ旅籠屋に止宿せ



るものも所久又ハ其掛り々の役所より役所へ  
 移り、始終廓内の役所向いの止宿せらるるものも  
 の久稀ハ家族の者も由あると至て少  
 多々やうなり、勿論城下程遠なる住居ハ相成ら  
 ぬ且つ假令城下市中に借家住居をよしても、定  
 例の税銀ハ取立ざるよし、又此者等の當直ハ隔  
 日或ハ三番位あり、之をハ時々人数は増減あり  
 又由り、更ハ一定せざることもあり、又士官役との  
 面との内勝手向宜しう、はるばる別ハ奴婢等と  
 抱へ入るること能はざるものハ、表向此ソルシ

ヲと小使と使ふとも障を不し、尤も時々心付等  
 とも多くとハソレども奴婢を名抱へ置くとハ  
 違ひ、入費も少く、又シヨルレヨの方でも、右ハ  
 餘分の所得とあるゆへ、雙方の益、乃至極便  
 なることあり

執政職の中より、フライムニストルと唱ふる  
 ハ、諸ニニストルを総轄し、諸事何よりハ關係  
 あり、夫々裁判とあり、此他外國ニニストル、内事  
 事々内定例のニストル、陸軍ニニストル、海軍ニ  
 ニストル、會計ニニストル、管轄ニニストル、都合



頭取役共七科に分ち、右より以下の役へ、頭取  
ミニストルの外、六科のミニストルの内へ、夫  
勤向相より、銘主役と専務と、又職役と寄  
て、其筋のミニストルの役宅へ日に出勤し、或  
ハ隔番、又ハ三番等勤仕、故に士官の面へハ  
帝城へ勤仕することなく、國事等を申立ること  
は於てハ、ミニストル及び之は、續き多る高官  
の者のも、七日の間は三度宛帝城へ出て、國帝  
謁見して之と取計ふことあり、又士官の部屋  
に於てハ、内年際相應る人物も宜しきものハ、勤仕

を命じらるゝとソレども、父子同場所勤仕を  
するにあらざる由あり、  
各國ミニストルハ、総て同位階の者と以て、  
を規則と爲、若し位階異なれば、普通の事件ハ宜  
しくれども、國事は關係し、廉立多ることの專斷  
ハあり難きゆへなり、  
各國ミニストル、初て渡來の節ハ、國書等を必ら  
む持參することゆへ、登城して國帝と謁見せ  
るとソレども、其他ハ第一月第一日、年賀として  
一同登城し、アンバセトールの内、老輩の者一人



より、各國にニストルへ披露せしむの他、ニスト  
 ルを一切登城せしむることなく、又渡来しむ國帝の  
 謁見せしむ以前ハ、職事を執り行ふ能はざる事  
 とん、  
 諸對談のりらとんハ、各國にニストルの方より、外  
 國事務執政の方へ往くハ勿論執政にニストル  
 の方より對談のりらとんハ、呼び寄ることも、りら、  
 尤も位階に於てハ、執政にニストルと同等ある  
 よし、又對談の筋に依て、差急ぐこと、組入るる  
 こと、**容**、**切**に決定ふし難た事件等に於て、若し執

政にニストル多事あるとんハ、**攝政**しむ時、限後  
 りしゆへ、直に外國掛を役この内、位階の宜し  
 らのを撰しむ、諸對談をふし、其結局を、執政にニ  
 ストル取扱ふより、りら、  
 懇親ハ格別、公事は屬し、平生にニストル方を尋  
 問せしむることハ、決しむべき様子ありとん、  
 佛國府内の廣廻ハ、概略二十一リーグ、ハ、即ちリーグ  
 ルを我曲尺三、尺三寸、ハ、よし、人別ハ二億五  
 百負ありとある由あり、又此府内の中央に、セイン  
 川と稱せしむ大河ありて、その**融**、**垢**を浴ふ人家ハ、



家毎に奇数の数字七即ち一三五を軒前へ印し、又川の向ふの片側の町家ハ偶数の数字六即ち二四六を軒前へ記し、又河筋より左右に別れる道路ハ、川附と上と一して前同様奇偶の数字を市街の両側は標記、又川筋の左方ハ、赤色を用て番号を記し、右方ハ、黒色を以て記せし規則とん、これを土地不案内の者の、或ハ他國より来り多るものも、川の左右を辨知し、且つ家毎の番跡を見るときハ、更ハ煩勞なく、容易に其志ざん家屋に到りしとを得るが爲めなり。

町役人并に五人組等の法ハ、ふく、總て町中総持合し、取締り向を心付ることなり、尤も盜賊火事喧嘩、或ハ病大防ぎ方等の爲に、町々を番卒を抱へ置て晝夜とぬく市中を巡行せしむ、尤も此者等の衣類ハ赤きを用ひ、大なる帽子を冠て、劍を帯に、又此番卒とセシヨシと唱へ、総人負ハ不分明ふと、町内午メートル城五百間、付一人宛張番とぬし、給分ハ一日三フランク、城二金一、城五分、其半ハ政府よりし、其半ハ町内の入用とぬ、又此内より人物宜しきものハ、政府



士官は取立ることあり、  
 商人より士官は形が多き規則ありと  
 とも、親が、又ハ死介等八年一度宛、総町中  
 より年二十一歳あるものを撰み、闖取をせし、其  
 總人數の内、三分の一を、七介年の間公役は使ふ  
 尤も闖は當りても、公役を難澁と思ふものハ、七  
 ケ年分より、二千五百フラン我金三百五十五  
 だけの夫金と出せば公役を免れ、或ハ又公役は  
 出て、七介年の期限の後迄も、猶公役を勤るもの  
 あり、或ハ士官の所願は、その期限の後までも、公

役を勤免居り、遂は士官は取立らるるものあり、  
 都て町人多りとも十七歳以上は、其親よ  
 りの申し立を以て、其當人の學術を検査し、士  
 分は抱へ入ることあり、尤もこれハ、其親より  
 申出さば、難き規則あり、  
 又士官より町人より、随意は暇を乞ひて、  
 高買等を初るも、苦しむる事と、  
 巴里斯四外の周圍ハ、鉄柵を、郭門を設  
 け、其脇の方より税銀取立役所を構えて、厳しく出



入と點檢し、收納方の洩せざるやうに精く取扱ふ、其掛り左の役となり、

ゼ子ラールレレクトル 一人

是を全局の總轉する頭役なり

ゼ子ラールレレクトル 四人

レウジレクトル 八人

セウデブリユー 十六人

此役より荷物の出入其外を檢査に

レウセフテブリユー 十六人

右へ附屬の下役十人なり

総役人数五十五員なり

府内は元會所なりて、前書の役々の内より此所  
又諸合、諸役所は於て取立多々、税銀を取集め、元  
括りて、不し、税銀の高四分の一を政府へ納せ、  
残り三分を町入用と掛り、とあり、尤もマルセ  
ール、并ニライオン等も同様の振合を以て會  
所を取建て、りるといふ、  
輸入の品は、何より、税銀を取立るといふと  
も、自用の飲食の類は、無税なり、然れども、此運上  
役所より、一人送り状より、買先見届のものを



相添へる、尤も此者へ商人より僅少の附届も、  
るよりぬく

税銀ハ、總て品物を輸入する節は取立ること  
也、尤も賣人買人の差別ぬく、持込ものより取立  
る仕法も、其高ハ品より由て異同ありとつくと  
も、巨細の規則ぬし、假令規則を極るとつとも、  
兎角崩れ易きをとらて、概畧の法を定るとし、  
是、驛へハ肉ハ一斤又付、二十サンチム、  
位ぬり、此他品よりつて夫々の法制に、  
ハ最も高税よりつて、シアンバン酒も普通下

品の葡萄酒も、其價の高下は、  
瓶の價十六スリス、  
て、一瓶四スリス、  
瓶入一箱ふ、  
と取立る、夫故は高價の品を賣るものハ、  
少く、賤價の品を賣るものハ、  
を賣るものと、下直ぬるものとを賣る者と比較を  
すハ、下直ぬる品を賣る者ハ、格外は不相當の税  
銀を收る、不平均の様は、  
の品ハ賣捌の高少く、  
下直の品ハ賣捌高も、



がゆへに、詰り平均平等を得るに至るに於て、  
 前條の振合を以て、諸品の税銀を取立、運上所  
 へ預り置き、道橋の普請、往來の掃除、及び瓦斯燈  
 此の建碑、遊山場の取建方、水吹盤、又ハ番卒の  
 給分、其外町々總体の入費と取立ることあり、  
 府内へ輸入する品ハ、必以税銀を出し、又これと  
 他方へ輸出する品ハ、必以税銀を割戻し規定  
 あり、譬へハ、最初糸類ハ、税銀を差出し、府内  
 へ持込、之を反物、織物、上物を持出し、之ハ  
 前より收免する税銀ハ、割戻し、右やうの取計ハ品

たる中にも、糸と反物、織物、上物を持出、以て  
 の返税ハ、適當せしむ。やうなことも、畢竟商賣向  
 の繁昌もあるも、且つ府内にて織立、機織  
 の賃銀もけハ、府内の潤澤と形々、趣意する、箇様  
 又取計ふと、  
 外國の品を輸入するもの、形々、國內に産する  
 品と府内へ輸入するも、税銀の納免方、あつて、  
 ハ區別をあたふ、又賣先への送り状、りて、府内  
 と通し、扱たる荷物、あつて、ハ、入口の後、所て、  
 税銀を取立、又府外へ出口の後、所て、右入口よ



て枚充るる、税銀の受取書と改充をくねと割戻  
 以、尤も入口出口より、手数の謝銀を少しハ差出  
 せよ、ぬり、尤も府外と廻るとは、前條の如き  
 手数もかゝらば、又聊々の入費もねたことある  
 ども、廻り先或ハ品物によつてハ、府外と廻る方  
 却て入費増加せるとも、  
 府内より輸出せらるる諸品ハ、一切税銀ぬし、勿論外  
 國へ輸出せらるる分ハ、運上所より送り状をくね  
 ぬり、此手数の謝銀ハ少く出たことと、  
 犬と飼ふものハ、狩犬もても、宅へ養ひ置く犬も

ても、一匹に付一年五フランクと我金二分五厘宛  
 の税銀を出た、又格別な愛しを飼ふものハ、一个  
 年二付十フランクと我金一分一厘の税を出た、箇様  
 又税銀を取立る趣意ハ、犬を飼ふ者貧窮もあり、  
 若し之を捨る小至まハ、此犬飢渴し及び、終り病  
 犬とぬり、人又疵付ること屢々ぬり、故に税銀を  
 取集るる、捨犬を養ひ、病犬もあつたることと計  
 る、又、犬子と産せらるるとは、一時に税銀増加せら  
 る、又、稀にぬれと捨るものぬり、是等も皆此税  
 銀の内を以て、養育方をあた、又町方を養育目と



嚮導<sup>シナ</sup>より犬<sup>イヌ</sup>りく、ふれハ無税<sup>ムツ</sup>なりと、  
 銘<sup>ナリ</sup>く愛犬<sup>アイケン</sup>又ハ町名<sup>チヨウナ</sup>及ハ飼主<sup>シユシ</sup>の名<sup>ナ</sup>を彫<sup>ホ</sup>付<sup>ツ</sup>る銀  
 の札<sup>シ</sup>を付<sup>ツ</sup>け、何方<sup>ナニ</sup>へ行<sup>ク</sup>ても、容易<sup>ヨウイ</sup>又分<sup>マ</sup>り易<sup>カ</sup>きを計  
 ると、つんども、邂逅<sup>シヨウコウ</sup>遠<sup>トウ</sup>きる紛<sup>マ</sup>進<sup>シ</sup>て、迷<sup>マ</sup>ひ居<sup>ル</sup>るを見  
 出<sup>デ</sup>と、たハ、番卒<sup>バンソク</sup>と、し、手荒<sup>テアラ</sup>の取扱<sup>テウキ</sup>をふさぶる  
 中<sup>ナカ</sup>より、飼主<sup>シユシ</sup>方<sup>カタ</sup>へ送<sup>オウ</sup>り届<sup>キ</sup>けさる、此時<sup>コトキ</sup>ハ、褒美<sup>ホウビ</sup>と  
 し、五<sup>イ</sup>フランク<sup>ク</sup>を出<sup>デ</sup>し、こと形<sup>カタ</sup>り、  
 家毎<sup>カエ</sup>の遣<sup>ツ</sup>ひ水<sup>スイ</sup>ハ、何<sup>ナニ</sup>も竜吐<sup>リウド</sup>水<sup>スイ</sup>を以<sup>モ</sup>て水<sup>スイ</sup>を引<sup>ヒ</sup>く、  
 此<sup>コノ</sup>税<sup>ゼ</sup>ハ、一<sup>ヒト</sup>個<sup>コ</sup>又付<sup>ツ</sup>一<sup>ヒト</sup>年<sup>ネン</sup>六十<sup>ロクジュウ</sup>フランク<sup>ク</sup>ハ、  
 之<sup>コノ</sup>を水道<sup>スイドウ</sup>の修復<sup>シュフク</sup>料<sup>リウ</sup>又供<sup>キョウ</sup>に、尤<sup>モト</sup>も右<sup>ミダ</sup>の水<sup>スイ</sup>ハ、自家<sup>ジカ</sup>の

所用<sup>シヨウヨウ</sup>多<sup>オホ</sup>けハ、何<sup>ナニ</sup>程<sup>ドコロ</sup>遣<sup>ツ</sup>ひても障<sup>サマ</sup>りぬしと、つんども、  
 他<sup>タ</sup>の家<sup>カ</sup>とりや、か、遣<sup>ツ</sup>ふことハ、堅<sup>カタ</sup>く禁<sup>キン</sup>すること  
 の由<sup>ユ</sup>、之<sup>コノ</sup>ハ一<sup>ヒト</sup>個<sup>コ</sup>と、二<sup>ニ</sup>軒<sup>ケン</sup>或<sup>シ</sup>ハ三<sup>サン</sup>軒<sup>ケン</sup>を遣<sup>ツ</sup>ふと、たハ、  
 税<sup>ゼ</sup>銀<sup>ギン</sup>次第<sup>シヤブイ</sup>減<sup>ヘン</sup>するゆへ、之<sup>コノ</sup>を防<sup>ブ</sup>ぐ為<sup>メ</sup>に禁<sup>キン</sup>する事  
 るべし、且<sup>カ</sup>つ此<sup>コノ</sup>水<sup>スイ</sup>ハ、セイン<sup>セイン</sup>川<sup>カハ</sup>及<sup>シ</sup>び他<sup>タ</sup>の堀<sup>ホリ</sup>等<sup>トウ</sup>より  
 引<sup>ヒ</sup>き、川<sup>カハ</sup>水<sup>スイ</sup>ハ、吞<sup>クハ</sup>料<sup>リウ</sup>又用<sup>ヨウ</sup>ひ堀<sup>ホリ</sup>水<sup>スイ</sup>ハ、雜<sup>ソク</sup>水<sup>スイ</sup>と、た、尤<sup>モト</sup>も  
 銘<sup>ナリ</sup>く自家<sup>ジカ</sup>へ引<sup>ヒ</sup>く丈<sup>ダ</sup>ハ、自<sup>ジ</sup>分<sup>ブン</sup>入<sup>ニ</sup>用<sup>ヨウ</sup>する、他<sup>タ</sup>ハ、総<sup>ソウ</sup>て税<sup>ゼ</sup>  
 銀<sup>ギン</sup>と、以<sup>モ</sup>て修復<sup>シュフク</sup>等<sup>トウ</sup>と、た、こと、又<sup>カ</sup>稀<sup>ヒ</sup>に水道<sup>スイドウ</sup>不  
 便<sup>ベン</sup>ある地<sup>チ</sup>又ハ、井<sup>イ</sup>戸<sup>ト</sup>を掘<sup>ホ</sup>き、と、た、ハ、甚<sup>シ</sup>少<sup>シ</sup>し、  
 府内<sup>フチノ</sup>総<sup>ソウ</sup>体<sup>テイ</sup>の税<sup>ゼ</sup>銀<sup>ギン</sup>の総<sup>ソウ</sup>計<sup>ケイ</sup>ハ、概<sup>ガイ</sup>畧<sup>リョク</sup>、一<sup>ヒト</sup>个<sup>コ</sup>年<sup>ネン</sup>は百<sup>ヒャク</sup>二十<sup>ニジュウ</sup>



五億フランクと云ふ、  
 田畑等の作物に附して税銀ふしと云ふども之  
 と賣捌く為に府内へ輸入せらるるものと云ふハ、役所は於  
 て夫々の税銀を取立ることあり、  
 煙草硝石及び食塩と造ることと於てハ、政府は  
 規則ありて根拠を造る能ふべし、尤も此内、養と作  
 ると云ふハ、格別の利益ありと云ふ、銘を植付ること  
 と競ふといふども、随意と云ふを造ることとを禁  
 し、政府より農民総体へ年々作り高を割る多し  
 場所との不平等も云ふにや、毎歳村々農民の作

是高と増減に

都府より南の方ハ、麦菓實類、酒油を取る木、北の  
 方ハ、菜油と油をとる木、且つ東西北とも、ヒッ  
 トルースと唱へ、蘿蔔燕の種類も、砂糖と云ふ  
 品を専ら植付る、これハ佛國の名産と云ふ、上品の  
 砂糖種より、格別の利益と云ふ、そのありとい  
 ふ、  
 米ハ、用水不足と云ふ、生熟方、向しく、且つ要用と云  
 ふ、多分は、植付、以太里或ハ南亞墨利  
 加、加倫地より廻り、其價ハ、一ホント、概百二と云



十スユ一我銀四位の相庭ありと云ふ、

右ゆへ、夫役夫金等の極キも多し、年々兵卒は當ることあり、尤も之も町人と公役は使ふと同様の振合あり、

一 佛國は多農商より選舉する所の兵卒、定人數ありて多勢のことあり、年々の増減も少からばと云ふも、先づ佛國農民人別の内、廿一歳よりあるもの、平均三十万人と見積り、内三分の一、即ち十万人を兵卒に當り、右の定人數を補ふよしあり、

佛國地所賣買の事

附 地稅家稅及び地代家賃の事

佛國地所賣買の法は、相對の示談を以て取極る市中掛り役との内、タソーイ役へ、賣主、買主、雙方より届け次第、其役筋より、買主へ所持地多し、昔の書付を下し、遠くを、外に取計振も無く、至て簡易のことあり、

地代金ハ、城下近邊、最上の地所ハ、一メートル三尺三四方より、十フランク我銀一兩位あり、是とも取引の次第柄に、案て右より高直ありともあり、



都外在方最寄に至るハ一メートル三三三四方  
 あり、四フランチ<sup>五</sup>の場所も有り、尤も風  
 景宜し、た勝地<sup>六</sup>ならず、在方<sup>七</sup>も右の振合<sup>八</sup>も  
 ハ、多<sup>九</sup>く取引<sup>一〇</sup>もハ、多<sup>一一</sup>く由<sup>一二</sup>あり、其故ハ勝景  
 ある所ハ、豪商<sup>一三</sup>も多<sup>一四</sup>ハ、地所<sup>一五</sup>を廣大<sup>一六</sup>に買受け、家<sup>一七</sup>族  
 ハ、幾<sup>一八</sup>も住居<sup>一九</sup>し、本家<sup>二〇</sup>へ日<sup>二一</sup>に通<sup>二二</sup>ふものも有り、又左  
 ありとも、遊樂<sup>二三</sup>の爲<sup>二四</sup>に買入る者も、何<sup>二五</sup>せバ、府  
 府内の通衢<sup>二六</sup>ハ、総<sup>二七</sup>て武家屋敷の差別あり、軒並<sup>二八</sup>に  
 雑居<sup>二九</sup>し、士官<sup>三〇</sup>も町人<sup>三一</sup>も同<sup>三二</sup>中<sup>三三</sup>に、最<sup>三四</sup>上の  
 地<sup>三五</sup>ハ、地所<sup>三六</sup>取引<sup>三七</sup>代銀<sup>三八</sup>の六七分<sup>三九</sup>最<sup>四〇</sup>下の地<sup>四一</sup>ハ、同<sup>四二</sup>しく

二三分の割合を以て、一般に政府へ地稅を納る  
 ことあり、

佛國の地稅は、於<sup>一</sup>るや、都鄙<sup>二</sup>の差別あり、市街繁昌<sup>三</sup>  
 の地、及び田舎耕作<sup>四</sup>豐饒<sup>五</sup>の地等ハ、上等と定<sup>六</sup>る、其  
 地主<sup>七</sup>收納<sup>八</sup>の三分を以て地稅とあり、都鄙<sup>九</sup>とも、  
 下等の部<sup>一〇</sup>に至<sup>一一</sup>るハ、地主<sup>一二</sup>收納<sup>一三</sup>の二分を以て地稅  
 とあり、其他<sup>一四</sup>場所<sup>一五</sup>の地<sup>一六</sup>も、從<sup>一七</sup>て些少<sup>一八</sup>の異同あり、  
 佛國地主<sup>一九</sup>も、多<sup>二〇</sup>くハ、概<sup>二一</sup>畧<sup>二二</sup>五十万人<sup>二三</sup>に超<sup>二四</sup>る、其  
 他<sup>二五</sup>僅<sup>二六</sup>々の地<sup>二七</sup>を持つものハ、舉<sup>二八</sup>て莫<sup>二九</sup>ふべからず、故  
 ち地<sup>三〇</sup>所<sup>三一</sup>賣<sup>三二</sup>買<sup>三三</sup>絶<sup>三四</sup>る間<sup>三五</sup>あり、其<sup>三六</sup>價<sup>三七</sup>も追<sup>三八</sup>て騰<sup>三九</sup>揚<sup>四〇</sup>し、地<sup>四一</sup>代



も従て貴し、故に永年季の法ハ決し行なれど、  
當時に至り、六年、九年、十二年、或ハ十五年と借  
地の年季を四等に分列し、然るといふも、英國  
に於る如く、地代は高下の差別ハあるに、只右  
年限中ハ、地代の増減とあるは、斯の如  
く定るといふも、逐來地代日と逐て騰貴するを  
以てなり。

地代の割合ハ、其地賣買直段の四分半、又ハ五分  
の割合を以てん、  
家賃ハ新規家造の入費五六分以内より、平均

五分位より

家税ハ、家主收納高の四五分と以て政府へ納こ  
こと、然るに、明家より多りたるは、  
其趣を政府へ訴へて、明家中の家税免許を得る  
ことなり、地税及び家税共、十二ヶ月は割合、年  
毎に兩度これと政府へ收む、故に六ヶ月より多  
く地代遅滞することなし。

英國貧民救助の事

英國に於て、貧民を救助する法ハ、政府并に商人、  
其外會社を設け、救貧院を造營し、貧民中、盲目、



靜亞等に至るまで夫々申立次第右の救貧院へ  
 入を置き其人品と年齢に應じ諸學教導方ハ勿  
 論夫々巧作等を命し養育方とありことあり  
 政府よりて取建ある救貧院ハ倫敦府の最寄に概  
 畧十二三箇所あり多貧民の衣食ハつふもさ  
 たり右等を教導する爲の者其外萬事を取扱ふ  
 諸役くの給分すても皆諸運上中より仕拂ふこ  
 とあり尤も折々貧民救助の爲として都鄙の農  
 商へ上納金を命することもあり由あり  
 救貧諸入費ハ前條に記載せしごとく諸運上中

より之進と出とつへども右運上の内を全く  
 救貧入用として一時取立る法あり假令ハ木  
 綿等ハ自國生産方宜しく充分ある品あり然る  
 今外國より石品を輸入するは通常の木  
 綿運上より一割或ハ二割と引き上ることあり  
 これハ全く臨機の取計として畢竟ハ貧民救助の  
 爲に右やりの所置とありことあり尤もこれを  
 救貧院の入用にとあり自國に於て充分な生  
 産不足所の物と外國より輸入するは自  
 國より右高賣とあり者自然利潤薄く貧窮とあり



きと防ぐの策あり、故に右の取増運上中より、相  
當の割合を以て、木綿高賣とあるものともへ、翌  
年の仕入金と下遣り及ことありとつた、  
商人或ハ會社を設け、取建する。救貧院ハ今よ  
り四五十年前より始り、方今に至るハ、倫敦を  
初め、近郷中より、概畧四五十箇所に至る、又右  
と初發目論見る節ハ、市街豪商集會して、各自  
出金とふし、右より不足の分ハ、政府へ申立、相  
當の下金ありて造営し、夫より諸方へ増加せし  
とつた。

右の救貧院を永續する法ハ、豪商等會社を設け  
て一箇年一人に付、概畧五十ポイント、或ハ  
ハ百ポイント、或ハ三位を、銘々存意次第差出し、右  
の集金を以て、諸入費を償ふことあり、然るに、  
各々高買上利益の有無、又ハ家々の盛衰より  
て、差出ることゆへ、一度百ポイントを出し多りと  
も、夫を以て年々の定格ともあるべし、右等ハ、會社  
中、集議の上、互ひよ出金とふし、更ハ不公平の事  
ハあるよしあり、

前條の法ハ、通常の法より、其他會社の法より、



一今年一度或ハ四五年一度充救貧院へ會社の者相集り貧民の様子柄等を寫と實檢の上不足の分ハ別々増金を差出たことも有り此と經ハ組合頭取の者より廻文を以て某の月某の日某の救貧院へ會合い多るべき旨を達せるといふ、

此他凶年或ハ流行病等打續き救貧院へ入る者多分あると經ハ前條の如く廻文を以て社中集會し臨時に出金せらることも有り、

救貧院の頭取ハ一箇年中出金の多きをものとす

是ことゆへ出金を定ると經ハ各々存意を任せ入札せしむる若し出金同高の者有ると經ハ假令幾人ありとも皆頭取よりありて其年丈の諸事を取扱ふことあり

育同院、學院、亞院とも救貧院同様の仕法にて政府并に會社より取建るとあり

貧民とも救貧院入を望むと經ハ親戚の内狀又ハ懇親の者の身柄の如何のへ申し談し之を請人より立て政府救貧院にてハ役人の内へ又會社救貧院ありハ右頭取へ申立ることあり、請人



あつてハ決して入る能うば、尤も當人の出所等  
ハハ頻着ふく、請入のそのを目的といふ趣意  
ありとす、

衆人救貧院よりある内ハ、夫々の職掌を申付る、之  
ハ人物に應じ、少年より學校へ入り修業をいふ  
きんるもあり、又尋常のそのふきハ、相當の仕事  
を申付る、譬へハ力量あるそのハ、蒸氣機関りて  
運轉すべき物をも、右貧人のカ、を以て運轉以て  
きんる等の振合して、夫丈、石炭の費を省く手段  
と見ゆる由あり、

救貧院中ハ、男女の兩院ありて、懸寡孤獨のその  
と入を置くハ勿論、夫々院長より教導とふし、覺  
へ込とるの技藝あるそのの出来よれを養子、其外  
弟子と差送り、生涯行立申りといふし遣出こと  
あり、假令へハ、大工棟梁とて、弟子を求る多と  
院長へ頼と置ハ、右院長、其人物を撰とて、差遣以  
こと何と問くありとす、

前条の如く、救貧の法、取立ありることゆへ、乞食杯  
ハ決してふた筈ふきども、右院中より在てハ、夫々  
職掌と命するゆへ、懶惰の者ハ長く止る能うば、



難儀窮屈キツクと思ひて自分より脱走し、遂イに乞食キツクもあつよし、右ハ畢竟院中より貧民と手荒く取扱ふゆへもあつるが如ごとく、夫故佛國杯と違ひ、當地ハ乞食共多く市中を徘徊ハヤするよしあり、尤も乞兒キツク共市中を徘徊ハヤすると見受次第、召捕シムて其筋へ申立マウるまきの法ホド度多りとつゝ、近來此法度を堅く守りて、乞兒キツクと召捕シムて差出サシるものもなきやうに成ナり行き、市中を徘徊ハヤする乞食も最も多くあり多おほく由よしあり、  
救貧院入キツクと申立マウることハ、英國中の入民のよ

らば、外國人多おほくとも、差支サシへるよし、尤も外國人ハ、土地の商人、或ハ懸意ケンイの者と頼タカり、或ハ自國のものと頼タカり、請人シムより立タても更さらに差支サシへるよしあり、  
ことごと

英國海軍士官并シ兵卒取立シ方の事

海軍士官取立シ方の法ハ、士官の子こより海軍術シを望シむと見え、幼少コウシヤウの頃ころより、見習士官シより取立シ、銘シの好む學科シを修行シい多おほくせ、夫より追シつと出身シし、夫シの學術シと修行シ事シより由よして、コモドールシもあつることあり、然シるに、近年追シつ、惡シ弊シ行シなれ、コモ



ドールは身寄縁邊等の所々のハ、右の因故に依り、其々の修行學術等をも論じ、猥ら勤役年數を以て、コモドールも出身あるゆゑに形り多るより、近來のコモドールハ、ワグネルも不學の者の多く、海軍の術は暗きものも往つて了る、マーストル測量の測量と目的は航海し、甲比丹船も航海のこと心得ざるものも間々ありよし、既に近來、コンクローとハ、英國有名の軍艦、西印度ボルニエタ島の近邊に航海する際、覆没し多り、これハ全く船將の不學に由る

ふるがゆへに、船將の罰せらるるありとハ、此罰法ハ、航海中、暗礁淺沙等に觸れ、船を毀つとハ、其職を召放し、他船の士官あることあり、尤も兩三年も士官を勤切せば、又元の甲比丹に復することありとハ、

海軍兵卒の取立方ハ、陸軍兵卒の取立方と畧同なり、よて一定の規則あり、これを望むものハ、兵卒を取立するのゆゑ、尤も陸軍と同じく戦争打つて、兵卒を引き足らざるは、百姓町人を募りて、軍艦に乗せ、直ち戦地に赴くよし、又愈々



大戦よりありて、兵卒乏しくあるとれば、兵卒と撰  
 ん、市中のコーヒー店等へ赴ふしめ、下賤のものを  
 等の、飲食あどひるし居るもの、内より殊に強  
 壯なるものを見立て、これを理不盡に捕獲し、召  
 連ゆくよし、尤も當人多くを断ると強て召捕る  
 とは至きハ、兵卒へ對し手向ふものも往く之  
 あり、此とればハ、假令打殺しても差支へなき規  
 則のよし、依てハ、二十人を召捕るとればハ、二百  
 人の兵卒を取囲むとすれば、尤もこれハ、先年亞  
 米利加、華盛頓戦争のとれば、兵卒乏しと不足して

據ふく此法を設けしことゆへ、一定の法則とハ  
 ふし難きことあるをし、



開知新編卷之二終